法学　商学部　2年　42208624　齋藤慶汰

# 「キャンセルカルチャーと表現の自由」についての要約

# キャンセルカルチャーとは

１、キャンセルカルチャーの定義と形成

キャンセルカルチャー（以下CCとする）とは、文化的に受容できないと考えられる個人や組織等に対して、公然とボイコットし、排斥し、または支援を取りやめる行為または実践である。­CCは、MeToo運動やBLM運動など社会運動の一環として発展してきた。

２、ポリティカルコレクトネスとの関係

ポリティカルコレクトネスとは、差別的表現など違法ではないが社会的に望ましくない表現に対して自粛や配慮を求める概念である。CCは、ポリティカルコレクトネスの延長線上にある、より先鋭化した現象として位置付けることが可能である。

３、CCの事例

CCの事例として、差別的言動を行ったとされる研究者・言論人の解任・解雇、出版中止、講演・公演中止などが挙げられる。また、人種差別的な言動を行なったとされる歴史上の人物の銅像の撤去の要求や破壊、当該人物に由来する組織名等の変更やその要求もキャンセルの一例とされる。

４、キャンセルとキャンセルの呼びかけの区別

キャンセルとは、対象者の社会的地位や発言機会を剥奪することである。キャンセルの呼びかけとは、ある者をキャンセルするように、キャンセルする権限を有している主体や社会一般に向けて呼びかけることである。本稿では、キャンセルとキャンセルの呼びかけを区別して分析を行っている。

# CCのつきつける問題点

５、CCと表現の自由の関係

CCは、表現の自由の根本原理に問いを突きつける現象である。­CCに対する法的・倫理的な対処の方向性を示すには、体系的で多角的な議論が必要である。以下に議論の対象とされる問題を挙げる。

６、表現の自由の行使としてのCC

CCは、被害者やマイノリティが声をあげることを容易にする面がある。キャンセルの呼びかけは、違法行為に当たらない限り、表現の自由として保護されるべきである。

７、CCによる表現の自由の事実上の抑制

CCは、表現の自由を事実上抑制したり、萎縮させたりする可能性がある。CCによる表現の自由の侵害の成否は、危害原理やプライバシー、名誉などの観点から判断されるべきである。

８、表現の自由のジレンマ

CCと表現の自由の間には、表現の自由の行使といえる側面のあるキャンセルの呼びかけ、ないしキャンセルにより、他者の表現の自由が事実上抑制されたり、萎縮しているというジレンマがある。

９、表現の自由と世論

CCは、社会的専制や世論の専制という問題を生み出す可能性がある。社会的専制とは、世論による精神的な強制により個人の自由が侵害されることである。世論の専制とは、社会的に優勢な意見が少数派の個人に対する精神的な強制として機能することである。

１０、思想の自由市場とその前提

CCは、思想の自由市場を否定する立場をとっているのだろうか。また、対抗言論とキャンセルの呼びかけ、批判と排除を区別することはどこまで可能なのだろうか。思想の自由市場が想定してきた対抗言論とキャンセルの呼びかけには重なる側面もあるのではないか。

１１、表現・行為・責任

CCにおいて、表現や行為に対する責任の所在や範囲はどのように定められるべきか。表現や行為の内容や性質、発信者や受信者の立場や関係、発信や受信の場や媒体、発信や受信の時点や状況などの要素によって、表現や行為に対する責任の評価は変わるのではないか。

# CCと向き合う

12、CCにいかに向き合うか

CCが表現の自由に突きつける問題に対して、どのような対処の方向性を示すことができるかについて考察している。

13、法的規制の可能性と限界

CCによる表現の自由の侵害を法的に防止することは、憲法上の表現の自由の保障の範囲や内容、法的刑罰の正当化の要件、民主主義の原理などの観点から、困難であると指摘している。

14、自主規制の可能性と限界

CCによる表現の自由の事実上の抑制を自主規制によって緩和することは、メディアや企業などの社会的責任や倫理、言論の自由市場の機能の回復などの観点から、望ましいと主張している。しかし、自主規制には、実効性や普遍性、合意形成の困難さなどの問題もあると認めている。

# 私見

問題提起

成原慧（2022）の主張する「CCが生み出す弊害への対処の方向性」に関して要約すると次のように述べている。

- CCによる表現の自由の侵害を法的に防止することは、憲法上の表現の自由の保障の範囲や内容、法的刑罰の正当化の要件、民主主義の原理などの観点から、困難である。

- CCによる表現の自由の事実上の抑制を自主規制によって緩和することが望ましい。しかし、自主規制には、実効性や普遍性、合意形成の困難さなどの問題もある。

- CCに対処するためには、法的規制や自主規制だけではなく、倫理や文化のレベルでの変革が必要である。具体的には、表現の自由の価値や多様性の尊重、対話の重要性などの倫理的な規範を社会に浸透させることや、キャンセルの対象となった者に対する赦しや忘却の文化を育むことなどを提案している。

私はこれらについて賛成である。また、その上で私はCCの、社会に対し多様性を求めるために運動をしている人々がいるという側面と、一方で、多様性を理解しようとしない人々が行うCCがある側面もあると考える。私は後者のCCに関して、未然に防ぐ方法はないのかという内容について、いくつかの論文を参考に考察してみたいと思う。

他者理解と共感性とは

他者理解とは、他者の心的状態（特に感情）を認識し、推測し、理解する能力のことである。心の理論やマインドリーディングとも呼ばれる。他者がどのような意図や信念や欲求を持ち、どのような感情を抱いているのかについて把握・理解することができる。

共感性とは、他者の感情を自分の感情としてとらえたり、他者の感情に同調したりする能力のことである。共感的関心や個人的苦痛という感情的な要素と、視点取得やファンタジーという認知的な要素に分けられる。共感性が高いと、他者に対して思いやりや同情を示したり、向社会的な行動をしたりすることができる。

他者理解・共感性と道徳性の関係

他者理解と共感性は、道徳性や社会的行動に影響するということは、松永(2020)によって示されている。道徳的ジレンマ状況においては、他者理解と共感性の両方が必要であるということも、同じく示されている。キャンセルカルチャーは、道徳的ジレンマ状況の一種と考えることができる。なぜなら、キャンセルカルチャーは、自分の価値観や正義感と、他者の価値観や正義感との間に矛盾や衝突が生じる場合に発生するからである。したがって、キャンセルカルチャーを望ましくない方法で使う人々は、他者理解と共感性の両方もしくはどちらかが低いと考えられる。

具体的な施策の事例

　松永は具体的に3つの共感力・他者理解を高める教育施策をあげている。以下にその3つを示す。

インクルーシブ教育

インクルーシブ教育は、障がいを持つ子どもとの交流を通して、他者の立場や感情を理解し、尊重する態度を育むことができる。これにより、キャンセルカルチャーの対象となりやすいマイノリティや弱者に対する偏見や差別を減らすことができる。

平和学習

平和学習は、被爆者の体験談や平和の歌を通して、戦争や差別の悲惨さや平和の尊さを学ぶことができる。これにより、キャンセルカルチャーの対象となりやすい歴史上の人物や出来事に対する理解や寛容さを高めることができる。

ラジオ番組

ラジオ番組は、被爆者と若者が直接対話することで、被爆者の人生に寄り添い、痛みに共感することができる。これにより、キャンセルカルチャーの対象となりやすい過去の行動や発言に対する許しや忘却の文化を育むことができる。

結論

他者理解と共感性を高める教育方法として紹介した3つの事例は、キャンセルカルチャーを望ましくない方法で使う人々の他者理解と共感性の両方もしくはどちらかを高めることができると考えられる。なぜなら、これらの事例は、自分とは異なる人物や環境について知ることを通して、他者の考えや感情を理解することや、他者の考えや感情に共感することを促進するからである。また、これらの事例は、自分とは異なる人物や環境について知ることを通して、自分の考えや感情を他者に伝えることや、他者の考えや感情を受け入れることの重要性や難しさを感じることにもなると考えられる。このように、これらの事例は、自分と他者との関係性を深めることにつながり、望ましくない方法で使われるCCが減少していくことが期待される。

参考文献

成原、彗.キャンセルカルチャーと表現の自由. 法政研究, 89(3), 167-194. (2022).

溝川藍・子安増生 (2015)．他者理解と共感性の発達．心理学評論，58(3)，360-371．

松永幸子「共感力育成・多様性への理解を支える人権教育のあり方――教育現場やラジオ（中学校・高等学校）でのインクルーシブ教育と平和学習の取り組みに基づいて」『関係性の教育学』Vol.19-1, pp.81-96, 2020